

# 恩給法による恩給改定率の改定等に関する 政令の一部を改正する政令の概要

## 1 政令の趣旨

本政令は、恩給法（大正12年法律第48号）及び恩給法等の一部を改正する法律（平成19年法律第13号）に基づき、平成21年度における恩給年額の改定率を定めるとともに、平成21年10月分から平成23年9月分までの普通扶助料の最低保障額等を定めるものである。

## 2 政令の内容

- (1) 恩給改定率（公的年金の引上げ率に基づく改定率）の改定  
平成21年度における恩給改定率を0.976とすること。
- (2) 普通扶助料の最低保障額及び傷病者遺族特別年金の遺族加算の引上げ
  - ① 平成21年10月分から平成22年9月分までの普通扶助料の最低保障額（実際に在職した年数が6年未満の場合に支給される扶助料の額）の年額を403,400円（1,400円増）と、平成22年10月分から平成23年9月分までの同年額を404,800円（1,400円増）とすること。
  - ② 平成21年10月分から平成22年9月分までの傷病者遺族特別年金の遺族加算額（傷病者遺族特別年金の受給権者に一律に加算される一定額）の年額を136,650円（16,100円増）と、平成22年10月分から平成23年9月分までの同年額を152,800円（16,150円増）とすること。

## 3 施行期日

平成21年4月1日